

滋賀県小・中学校教育研究会会則

昭和41年 4月 1日制定

昭和42年 4月 1日改正

昭和46年 4月 1日改正

昭和47年 4月 1日改正

昭和61年 3月25日改正

第 1 章 総 則
(名称および事務局)
第 1 条 本会は滋賀県小・中学校教育研究会と称し、事務局を会長の指定するところに置く

昭和63年12月17日改正

平成14年 4月18日改正

(目 的)

平成28年 4月15日改正

第 2 条 本会は小・中学校教育に関する諸般の研究調査等を行い、会員相互の研修を深め、本県小・中学校教育の正常な振興発展をはかることを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 小・中学校教育に関する研究調査ならびにその成果の刊行
- ② 研究会・講演会の開催
- ③ その他必要な事業

第 2 章 組 織 お よ び 役 員

(構 成)

第 4 条 本会は目的に賛同する滋賀県内の小・中学校及びその教職員を以って構成する。

(役 員)

第 5 条 本会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 2名 理事 若干名 支部長 若干名 監査 2名

2 役員の任務は次のとおりとする。

- ① 会長は本会を代表し会務を総理する。
- ② 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- ③ 理事は会務の運営にあたる。
- ④ 支部長は本部と郡市および郡市内各部会の研究活動等の連絡調整にあたる。
- ⑤ 監査は会計の監査にあたる。

(役員を選出)

第 6 条 本会の役員は次により選出する。

- ① 会長・副会長および監査は評議員会において会員の中から選出し、承認する。
- ② 理事は郡市毎に1名を会員の中から推薦し、会長が委嘱する。
- ③ 支部長は郡市毎に1名を会員の中から選出する。

(役員の任期)

第 7 条 役員の任期は1年とし再任されることを妨げない。役員が欠けた場合における補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

(部 会)

第 8 条 本会は第3条の事業について、専門的調査研究その他必要な事業を行うために部会を設ける。

- 2 部会には部会長を置き、部会に属する会員のうちから選出する。
- 3 部会の運営に関する重要な事項は、会長の承認を得て部会長が定める。

(職 員)

第 9 条 本会の事務局に局長および書記を置く。局長および書記は有給とし、会長が理事会の同意を得て任命する。ただし、書記については特別な事情のある場合を除き、これを置かないことができる。

- 2 局長の任期は原則として3年とする。ただし再任を妨げない。

第 3 章 会 議

(評議員会)

第 10 条 本会に評議員を置く。

- 2 評議員は郡市毎に1名を会員の中から選出する。
- 3 評議員会は評議員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。
- 4 評議員会に付議する事項は次のとおりとする。
 - ① 会則の変更に関する事
 - ② 会長・副会長および監査の選任に関する事
 - ③ 各年度の予算・決算および事業計画ならびに理事会から付議された重要議案について審議決定すること。
 - ④ 部会の設置・廃止その他本会の運営に関する事

(理 事 会)

第 1 1 条 理事会は理事をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

2 理事会は本会の運営に関する事項を審議する。

(部会長会)

第 1 2 条 部会長会は部会長をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

2 部会長は本会の運営に必要な資料を提供し、部会相互の連絡調整をはかる。

(支部長会)

第 1 3 条 支部長会は支部長をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

2 支部長は本会の運営に必要な資料を提供し、郡市支部相互の連絡をはかる。

第 4 章 会 計

(経 費)

第 1 4 条 本会の経費は会費（個人会費・学校会費《市町負担》・特別会費）・補助金・寄付金その他の収入をもってこれにあてる。会費の額は別に定める。

(会計年度)

第 1 5 条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第 5 章 雑 則

第 1 6 条 本会の運営に関し必要な事項は別に定める。

付 則 この会則は昭和63年12月17日から実施する。

事 務 局 所 在 地 (会則第1条)

〒520-0044 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課内 (TEL/FAX 077-525-0918)

会 費 に 関 す る 規 定 (会則第14条)

昭和41年10月1日制定

昭和46年10月1日改正

第 1 条 会則第14条の規定により、会費の区別およびその額について次のとおり定める。昭和48年10月1日改正

1 会費の区別

昭和50年10月1日改正

① 個人会費 会員個人が負担する会費

昭和58年4月1日改正

② 学校会費 市町が負担する会費（分担金）

平成4年1月7日改正

③ 特別会費 支部・部会の特殊事情により支部・部会員が負担する会費

平成6年4月1日改正

2 会費の額

平成10年12月3日改正

① 個人会費 当分の間 1人年額 1,800円

平成20年4月15日改正

② 学校会費 5,000円×学校数+30円×児童・生徒数（校数、児童・生徒数は前年度

指定統計による）

第 2 条 会費の徴収は次の方法による。

1 個人会費 毎年度当初、各学校で徴収し、会員名簿を添え、郡市支部長を経て本部へ納入する。

2 学校会費 市町については、本部より直接各市町教育長宛に請求する。